

東京都公衆浴場対策協議会
(第19次協議会 第4回)

議事録

平成28年2月3日(水)
都庁第一本庁舎南塔33階 特別会議室S6

○宮永課長 定刻になりましたので、第4回「東京都公衆浴場対策協議会」を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、協議会委員18名中、16名の御出席をいただいております。小西委員につきましては、遅れての出席ということを御連絡いただいております。協議会の開催に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

本日の議事に入らせていただく前に、本協議会の委員に異動がございましたので、新しく委員に御就任された方々を御紹介いたします。

最初に、利用者代表委員で、東京消費者団体連絡センター事務局の池田京子委員でございます。

続きまして、業界代表委員で、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合理事長の近藤和幸委員でございます。

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長の石田眞委員でございます。

関係行政機関委員で、江戸川区副区長の原野哲也委員でございます。

最後に、東京都生活文化局長の多羅尾光睦委員でございます。

次に、本日の会議資料を確認させていただきます。

まず、上から、

第19次東京都公衆浴場対策協議会委員名簿

続きまして、東京都公衆浴場対策協議会設置要綱

第5回協議会 日程調整表

学識経験者の委員の方々につきましては、小委員会の日程調整表も置かせていただいております。

次からが本日の会議資料となります。

まず、会議次第

1 ページの資料1が、平成28年公衆浴場対策協議会の日程（案）

2 ページの資料2が、平成28年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等（案）

3 ページから5 ページの資料3が、公衆浴場入浴料金算定基準

6 ページと7 ページの資料4が、平成28年会計調査対象浴場の選定条件（案）

8 ページの資料5が、都内公衆浴場数の推移及び入浴料金統制額の改定状況

9 ページから11ページの資料6が、平成27年東京都公衆浴場対策協議会報告

12ページと13ページの資料7が、平成27年東京都公衆浴場対策協議会報告（意見）を受けた取組状況

配付資料は以上でございますが、不足等はございませんでしょうか。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、都留会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○都留会長 会長を務めさせていただきます一橋大学の都留と申します。よろしく申し上げます。

議事に入ります前に、会議の公開についてお諮りしたいと思います。会議は公開で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○都留会長 なお、会議の議事録等を東京都のホームページに掲載することに関して、事務局から説明があります。

○宮永課長 本協議会の会議は原則公開で行っておりまして、配付資料も会議等で公開しているところですが、より一層、情報公開を積極的に推進していく観点から、今後、会議の議事録、また、配付資料につきましては、消費生活部のホームページ「東京暮らしWEB」に掲載していくことといたしましたので、御報告を申し上げます。

なお、会議の議事録につきましては、御発言のあった委員の皆様方に事前に内容の確認をしていただいた上でホームページに掲載いたしますので、御理解と御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○都留会長 会議の議事録について、今までは速記はとっておりましたが、ホームページ上で公開していなかったわけです。今回から議事録が各委員の実名入りで公開されることとなります。このことに関して、私から皆様にお願ひがあるのですが、まず大前提として、会議の席上ではなるべく自由闊達に思っていることをそのまま積極的に発言していただきたいと思ひます。ただ、それをホームページ上で開示する場合に、先ほど事務局から説明がありましたように、事前に皆様に「これでよろしいですか」というある種の校正をお願ひします。お忙しいことと思ひますが、自分の話した内容に間違いがないかどうかを確認していただきたいと思ひます。

それでは、会議次第に従ひまして、会議を進めていきます。

本日の協議会では、知事から「平成28年公衆浴場入浴料金統制額」について検討依頼を受けることになっています。

事務局からお願ひします。

○宮永課長 本協議会の検討依頼につきましては、知事に代わりまして、本協議会を担当しております秋山副知事から都留会長に対し、検討依頼を行わせていただきます。

○秋山副知事 それでは、読み上げさせていただきます。

27生消生第457号
東京都公衆浴場対策協議会

下記の事項について検討を依頼する。

平成28年2月3日

東京都知事 舛添 要一

記

平成28年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について

以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

(秋山副知事から都留会長へ検討依頼文を手交)

○都留会長 それでは、秋山副知事より御挨拶をお願ひします。

○秋山副知事 ただいま御紹介いただきました東京都副知事の秋山でございます。

第4回の東京都公衆浴場対策協議会の開催に当たりまして、東京都を代表して一言、御挨拶をさせていただきます。

まず、委員の皆様方、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今日の公衆浴場は、都民に入浴機会を提供するというだけではなく、地域住民のための健康づくりや交流の場の提供、さらには東京オリンピック・パラリンピックを控えて、日本への理解を深めていただくため、我が国の伝統文化である銭湯を海外に発信するという役割まで期待されていると考えております。公衆浴場業界の皆様には、こうした社会的なニーズにもしっかりと応えていただきまして、都民の豊かな暮らしの実現に貢献していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど、都留会長に「平成28年公衆浴場入浴料金統制額」につきまして、知事に代わりまして御審議をお願い申し上げました。この統制額は、知事が入浴料金の最高限度額を指定しますことから、浴場経営と利用者の負担、双方に直接影響を与える重要な決定事項になっております。最近の都内公衆浴場を見ますと、自家風呂保有率が100%近い状況となる中、利用者の減少、設備の老朽化、それから後継者不足によります経営者の高齢化など、大変さまざまな課題を抱えておりまして、厳しい経営環境の中にあると承知をしております。

一方で、我が国の経済動向でございますけれども、緩やかな回復基調が続いているという認識ではございますが、多くの都民や中小企業の皆様には、必ずしもそういった実感は届いていない、薄い側面もあろうかと思っております。

また、海外の景気動向など、先行きに必ずしも安定感があるとも考えておりません。さらには、来年4月には消費税率10%への再引き上げが予定されているという状況でございます。こうした状況の中で、皆様には大変難しい判断をお願いするというのが今回の私の認識でございます。専門的な見地から幅広く御審議を賜りますよう申し上げまして、大変難しい審議でございますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

本日はありがとうございました。よろしくお願ひします。

○都留会長 ありがとうございます。

ただいま「平成28年東京都公衆浴場入浴料金統制額」について、知事から検討を依頼されました。この協議会におきまして、慎重に審議をしてまいります。

なお、秋山副知事は、所用により退席されるそうです。

○秋山副知事 御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

(秋山副知事 退席)

○都留会長 それでは、議事「(1)平成28年公衆浴場対策協議会の日程について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○宮永課長 それでは、1ページの資料1をご覧ください。

平成28年公衆浴場対策協議会の今後の日程と、統制額決定までの流れについてお示ししております。

都では、都内の全ての浴場を対象にした公衆浴場基本調査を実施しており、現在、昨年9月1日時点におけます経営実態等の調査結果を取りまとめているところでございます。そして本日、第4回協議会に対し、知事から平成28年公衆浴場入浴料金統制額の指定について検討をお願いいたしました。

本日の協議会では、後ほど議題になります入浴料金の算定方法、会計調査対象浴場の選

定などにつきまして御審議いただき、その決定を受け、標準的な浴場50軒程度を対象に詳細な会計調査を実施いたします。

第5回対策協議会は、4月11日から15日の間に開催したいと考えております。

審議事項は、会計調査の中間報告、統制額の改定等に対する各委員の意見及び要望の表明と聴取、検討報告案を起草するための小委員会の設置について予定しております。

その後、会計調査結果の取りまとめが終わります4月27日から5月9日の間に、協議会報告案を起草するための小委員会を開催いたします。

なお、小委員会は、学識経験者委員だけで構成いたします。

第6回協議会は、5月16日から20日の間に開催したいと考えております。

審議事項といたしましては、小委員会で取りまとめた報告案を御審議、決定いただきまして、知事に報告書を提出していただきます。

都は、協議会報告書を受領した後、同日、協議会報告につきまして報道発表を行います。

その後、統制額の指定につきまして、知事決裁を受け、改定を行う場合は東京都公報で告示を行うというスケジュールになります。

以上が、今後の協議会日程と統制額指定までの流れとなります。

○都留会長 ただいまの日程に関して、御意見、御質問がありましたらお願いします。

小委員会の開催が4月27日から5月9日の間ですので、会計調査を頑張っていたかかないと間に合いませんので、そこは浴場組合も御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、議事「(2)平成28年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等について」、事務局から説明をお願いします。

○宮永課長 資料2と、続きまして資料3もあわせて御説明させていただきます。

2ページの資料2をお開きください。平成28年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法につきまして、その基本的考え方、算定手順を定めたものでございます。

まず、「1 入浴料金統制額の指定」でございしますが、入浴料金の統制額は、物価統制令に基づく統制料金となっており、都道府県知事が入浴料金の最高限度額を指定いたします。各浴場事業者は、知事が指定した統制料金の範囲内で入浴料金を定めることとなっております。

「2 入浴料金統制額の算定方式」につきましては、事業が効率的に行われた場合に要する費用総額に適正な事業報酬を加えた原価が総収入と見合うように料金を設定いたします総括原価方式を用いることとしております。

次に、「3 入浴料金統制額の算定手順」でございしますが、(1)会計調査対象浴場の選定といたしまして、使用燃料や用水、入浴料金収入面で標準的な浴場50軒程度を選定いたします。

(2)会計調査の実施は、(1)で選定いたしました浴場の直近1年間の決算書、会計帳簿等の調査・分析を行いまして、入浴料金収入や人件費、燃料費といった収支科目ごとに、平成27年の平均収支実績表を作成いたします。

(3)収支推定表の作成は、上記(2)で作成した平成27年の収支実績表の数値を基礎に、それぞれの収支科目ごとに平成28年の所要額を推定し、収支推定表を作成いたします。

最後に、(4)入浴料金統制額の算定は、これまで御説明いたしました手順を経まして、推定収入と推定費用の差額から入浴料金の所要変動率を算出し、料金を算定することとしております。

次に、3ページの資料3「公衆浴場入浴料金算定基準」をお開きください。こちらは、公衆浴場入浴料金を具体的に算出していく際の基準について、本協議会が定めたものでご

ざいます。

第1条及び第2条では、料金の算定は総括原価方式で行うこと。

第3条は、原価計算期間は、事業年度を単位といたしまして、将来の1年間とすること。

第4条は、人件費、用水費及び光熱費など、営業費用の科目ごとにその算定方法について規定しております。

次ページの第5条から第7条では、営業外費用、事業報酬、建物再調達費の算定方法について規定いたしまして、第8条では、原価計算表と経費の内訳について規定しております。

5ページの表は、先ほど御説明いたしました公衆浴場入浴料金算定基準の第8条で規定いたします原価計算表の様式でございまして、原価計算表の収支科目の説明と計算方法などを示しております。

表中の科目欄は、「1 入浴料金収入」から「4 特別利益」までが収益合計を算出する科目となっております。

「5 人件費」から「19 建物再調達費」が費用合計を算出する科目となっております。

「20 収支差」では、収益合計と費用合計の差額を計上いたします。

「20 収支差」に「21 事業報酬」を加えまして過不足額を算出いたします。

最後に、この過不足額を解消するための入浴料金の所要変動率について、右下に記載している計算式にて算定いたします。

表の右側の「推定」欄につきまして、平成27年会計調査による実績値をもとに、平成28年の収入と費用の推定額を算出する際、どのような数値を使用するかを記載しております。「実績」と記載しているものにつきましては、平成28年の推定額は平成27年の会計調査の実績値を横引きするものとなります。

「実績に適正な増減率を乗じる」と記載しているものにつきましては、平成27年の会計調査の実績値に消費者物価指数などの変動要素を反映して算定することになります。

以上で、資料2と資料3の説明を終わります。

○都留会長 ただいまの資料2と資料3の説明に対して、御意見や御質問がありましたら御発言をお願いします。

初めて参加される委員の方は当惑されたのではないかと思いますのでけれども、要は物価統制令という法律に基づいているということと、それから、公共料金の設定方式である総括原価方式が用いられているということで、こういう手順を踏むことになるということです。

よろしいですか。

それでは、平成28年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等につきましては、ただいまの事務局の説明内容に沿って進めていきたいと思っております。

次の議題に入ります。「(3)平成28年会計調査対象浴場の選定条件について」、事務局から説明をお願いします。

○宮永課長 それでは、6ページの資料4をご覧ください。

会計調査を実施いたします浴場の選定方法について御説明いたします。

会計調査の対象といたしましては、次の条件を備える標準的な浴場50軒程度を選定いたします。

まず、「1 燃料」につきましては、重油・廃油といった液体燃料、電気、ガスもしくはソーラーの専用またはそれらの併用であること。

「2 排水」につきましては、公共下水道を使用していること。

「3 用水」につきましては、上水専用または上水・井戸水併用であること。なお、原則として、併用比率は上水50%以上といたします。

「4 収入階層」につきましては、入浴料金収入が1,100万円以上2,600万円未満であることを条件としております。

次に、7ページは、ただいま御説明いたしました会計調査対象浴場の選定条件に従いまして、平成27年9月に実施いたしました公衆浴場基本調査の結果から、具体的に絞り込みをかけたものとなっております。

網掛けの部分が、選定条件に該当する浴場数でございます。

まず、公衆浴場基本調査の有効回答565軒のうち、左の燃料条件であります木材等の雑燃を使用していない浴場は409軒となっております。

次の排水条件であります公共下水道利用の浴場は409軒、このうち用水条件である上水50%から100%が139軒、そして、右側の収入階層条件であります入浴料金収入が1,100万円以上2,600万円未満の浴場数は89軒となっております。

こうして絞り込みました全ての条件を満たします89軒の中から、50軒程度を調査対象浴場として選定いたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○都留会長 ただいまの資料4の説明につきまして、御意見や質問がありましたらお願いします。

○三村委員 一つだけ。確認ということで結構なのですが、私は何年もやっておりますので、特に異論があるわけではないのですが、あくまでも質問というか、7ページ目のところで、上水50%から100%が24.6%で、上水1%から49%が32.2%で、上のほうが比率的には多いですね。この場合、コスト差はそれほどないのかなとは思ったのですが、選定先が絞られていったときに、どうなのでしょう。上水1%から49%が182軒、上水50%から100%が139軒で、こちらのほうが少し軒数が少ないので、逆にサンプルが絞られていくということはないのかなと。私の印象ではそんなにコストの差はないのかなと思っておりますけれども、基準を変えないほうがいいのかというのはおっしゃるとおりで、そうなのです。

○宮永課長 例年この基準でやらせていただいているということで、総括原価方式で求める方法が、前年度の実績をもとに翌年度の推定をいたしまして、その収支差で行いますので、可能であればこのままやらせていただければと思っております。

○三村委員 基準を変えないという意味においては結構だと思います。

○都留会長 他に御意見や御質問はありますか。

よろしいですか。

それでは、先ほどの説明内容に沿って会計調査を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○都留会長 次に、議題「(4)平成28年公衆浴場会計調査の実施について」に入ります。これについては、私から提案したいと思います。

統制額算定の基礎になる会計調査につきましては、会計調査の対象となる浴場の決算書

や会計帳簿などをもとに、それぞれの浴場の収支状況について調査を行います。

これらの調査は、専門的な業務になりますので、学識経験者で公認会計士の兼山委員に、昨年同様をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○都留会長 では、会計調査の実施については兼山委員、どうぞよろしく申し上げます。次に、報告事項に入ります。報告事項は2件あります。一括して説明をお願いします。

○宮永課長 8ページの資料5をお開きください。

都内公衆浴場数の現状と入浴料金統制額の改定状況について掲載しております。

上段「1 都内の公衆浴場数等の推移」をご覧ください。都内の公衆浴場は、昭和43年の2,687軒をピークにして、その後は減少の一途をたどっており、昨年の12月末現在で628軒となっています。このうち、区部に所在する浴場数は574軒、市部は54軒となっております。

次に、利用人員の欄をご覧ください。1浴場1日当たりの平均利用者数を記載しておりますが、昭和43年には1日平均530人の利用がありましたが、自家風呂の普及とともに減少し、平成20年以降は120人前後で推移しております。

なお、平成27年につきましては、現在、調査結果の集計中でございます。

次に、自家風呂保有率の欄をご覧ください。総務省が5年に1回実施しております住宅・土地統計調査の数値を記載しております。

都内の公衆浴場数が戦後最多であった昭和43年の自家風呂保有率は42.2%と、5割に満たなかったわけですが、その後、割合が増え続けまして、平成20年の自家風呂保有率は97.6%となっており、現在都民のほとんどは自宅で入浴できる環境となっております。

なお、平成25年に実施されました総務省の住宅・土地統計調査では、自家風呂の有無に関する調査は行われておりません。

右側の矢印の下、区市別公衆浴場数をご覧ください。平成27年12月末現在の浴場数を区市別に見たものでございます。都内の公衆浴場の9割以上は23区内にあり、全ての区に所在しております。このうち、浴場数が最も多い区は大田区の44軒、次いで江戸川区の42軒、足立区の40軒と続いております。

一方、市部につきましては、ご覧のように、浴場数が多い府中市でも5軒にすぎない状況となっております。公衆浴場が1軒もない市は青梅市、日野市、福生市、多摩市、羽村市、あきるの市の6市となっております。また、全ての町村にも公衆浴場はありません。

次に、下段の左、「2 東京都公衆浴場入浴料金統制額の改定状況」をご覧ください。昭和63年から平成26年までの入浴料金統制額の改定年とその内容を掲載しております。

直近の改定は、消費税率が5%から8%に引き上げられました平成26年に、3%の消費税相当額10円を大人料金に反映した料金改定を行ったところでございます。

なお、昨年、平成27年につきましては料金改定は行わず、据置措置を講じております。

次に、9ページの資料6をお開きください。昨年の協議会報告書全文を掲載しております。その内容を簡単に御説明いたします。

「1 入浴料金統制額の試算結果」から「2 検討内容」、そして次のページの「3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論」までは、平成27年入浴料金統制額に関する検討内容と、「統制料金は据え置くことが適当である」との本協議会の結論について述べております。

10ページの「4 協議会意見」では、公衆浴場業の将来的発展に向けて、4項目にわたる協議会意見を述べております。

第1は、浴場施設内の禁煙化、無料で使えるボディーソープやシャンプー等の浴室への

常備を推進すること。

第2は、外国人や若者など新規利用者を掘り起こしていくため、日本の入浴文化や銭湯ならではの魅力を国内外に伝える取り組みを、より一層積極的に進めること。

第3は、公衆浴場の中には、独自の経営努力により利用者を増やし、収益増を図っている浴場もあるが、まだ一部の浴場に限定されていることから、浴場業界全体で情報共有を図り、創意工夫を凝らした取り組みにより利用者拡大を図ること。

第4では、公衆浴場が地域の拠点施設として、その社会的役割を果たしていくため、区市と連携した健康増進事業等の実施、施設の耐震化、使用燃料のクリーン化に積極的に取り組むこと。

以上4項目につきまして、協議会として意見を表明しております。

続きまして、11ページは、平成27年の公衆浴場入浴料金原価計算表でございます。ここまでが、昨年の協議会報告の全文となっております。

続きまして、12ページの資料7をお開きください。この資料は、ただいま御説明いたしました昨年の協議会報告の中で、意見として表明された4項目につきまして、その後の取組状況を取りまとめたものでございます。それぞれの項目につきましては、いずれも公衆浴場業界として取り組むべき内容でございますが、私どもが公衆浴場組合から聞き取りました実施状況を御説明させていただき、後ほど浴場組合から補足説明をお願いしたいと思います。

それでは、項目ごとに順次説明してまいります。

第1の項目「施設内の禁煙化、無料で使えるボディーソープやシャンプー等の常備」につきまして、施設の禁煙化または分煙を行っている浴場は、昨年の9月1日時点で全体の99%となっております。浴場組合では、100%の禁煙化を達成するため、引き続き取り組みを行うこととしております。無料で使用できるボディーソープとシャンプーを常備している浴場につきましては、昨年の9月1日現在で71%にまで増加してきており、着実に促進が図られているところでございます。

第2の「銭湯の魅力を国内外に伝える取組の積極的推進」につきましては、昨年4月、浴場組合はホームページを全面リニューアルいたしまして、多言語化を図るとともに、SNSを活用した銭湯情報の発信を開始いたしました。それらの実績を掲載しております。

リニューアル後のホームページへのアクセス件数は、4月から12月の9カ月間で55万件を超えており、そのうち外国からのアクセス数が1万5,000件となっております。

外国からのアクセス数が多い上位10の国・地域を掲載しておりますが、台湾、アメリカからのアクセスが3,000件と多く、アジア、ヨーロッパの各国からアクセスされている状況です。

ツイッターの銭湯情報のツイート数は436件、フォロワー数は1,752件となっております。

また、銭湯の応援団であります銭湯サポーターは、昨年12月末現在で914人に達しております。

次のページの第3の項目、「利用者拡大を図る取組事例の共有化、創意工夫を凝らした経営努力の推進」につきましては、この間、浴場組合において、色々と新しい取り組みを進めてきておりまして、そのうちの一部を掲載しております。

最初の公衆浴場経営等の事例調査は、浴場の利用促進に向け、特徴的な取り組みを行っている具体的な事例を取りまとめて紹介し、浴場事業者の取り組みを促すことを目的に実施したものでございます。

公衆浴場経営等の事例調査は、都が平成25年に調査を実施し、10浴場の先進的な取組事例を取りまとめておりますが、さらに多くの事例を収集・紹介し、浴場事業者の経営改善や経営努力を促していくため、今回は浴場組合が独自に実施したものととなっております。

なお、この実例集を活用した研修会を、今月の29日に開催する予定となっております。

次に、第1回銭湯サポーターフォーラムの開催についてでございます。公衆浴場組合は、昨年4月から、銭湯の応援団、いわゆる銭湯サポーターの募集を開始いたしました。昨年12月末現在で900名を超えておりますが、サポーター同士の交流を深めるとともに、サポーターと浴場組合との協力・連携を強化していくため、昨年の12月5日、「第1回銭湯サポーターフォーラム」を開催しております。当日は、「どうなる？ どうする？ 10年後の銭湯をみんなで考えよう」をテーマにしたパネルディスカッションなどが行われました。

公衆浴場の利用促進を図るには、銭湯ならではの魅力を広く発信するとともに、利用者の視点に立った施設改善やサービス提供が求められております。一方、銭湯の持つ魅力をこよなく愛し、銭湯を少しでも盛り上げ、応援したいという方々も多くおられます。こうした方々と浴場組合が今後、協力・連携を深め、公衆浴場の活性化につなげていくことが期待されており、都といたしましてもこうした取り組みを支援していきたいと考えているところでございます。

第4の「健康増進事業やコミュニティの再生、耐震化の促進、使用燃料のクリーン化・省エネ化」につきましては、ミニデイサービスや健康体操など健康増進事業が実施できるスペースの確保やバリアフリー化を図るため、昨年の4月から12月末の間に施設の建て替え、または大規模改修を行った浴場は3軒となっております。

なお、こうした施設の改築または改修につきましては、多額の資金を必要とすることから、都ではこれらの経費の一部につきまして助成を行っているところでございます。浴場施設の耐震化の促進と、使用燃料のクリーン化・省エネ化につきましては、昨年4月から12月末の間、都の助成制度を活用して実施した浴場数を掲載しております。施設の耐震化を図った浴場は19軒、使用燃料を重油や廃材などから都市ガスに転換した浴場は3軒、ガスバーナーやガスボイラーを高機能機器に更新した浴場は17軒、照明器具のLED化を図った浴場は13軒、コージェネレーション設備を導入した浴場は3軒となっております。

以上で、資料の説明について終わらせていただきます。

○都留会長 ありがとうございます。

資料7の取組状況につきまして、浴場組合として補足説明があれば、お願いをいたします。

○近藤委員 それでは、補足といいますか、現状を含めまして、皆様に内容を説明させていただきます。

我々の業界は、先ほどもお話がありましたように、昭和43年に2,687軒と、マックスのときがありました。今日現在で622軒と、非常に少なくなっております。我々浴場業界としては1軒もなくしたくない、減らしたくないということで、色々取り組みを行っているところでございます。自家風呂が98%近くありますので、色々な意味で我々は集客に努めなければいけない、それを常に考えております。

ただ、どうしても建物の老朽化や経営者の高齢化、それから後継者問題といったものがありますので、なかなか難しいところはあるのですが、一步でも前に踏み出さなければ、我々の業界は衰退してしまうという危機感を持って今、取り組んでおります。そのためには、我々自体がお客様のニーズ、それから地域のニーズといったものに合わせていかなければならない。我々の意識改革をしていかなければいけないと思っております。

皆さんのお手元にアイデア集というものがございます。これは初めて作らせていただいたのですが、我々業界は横の繋がりが割合少ない業界でして、それではいけない。知識がないのは一番寂しいことです。お金をかけてお店を直す、そして集客を得るところ

もあれば、お金をかけずに接客、あるいは色々な方法、イベントで集客をかける方法もあります。色々成功している事例集をこのアイデア集にまとめました。

これをいかに有効に使うかが一番大事なところでして、ここにあるものをお客さんのニーズ、地域のニーズに合わせる。都内の公衆浴場は現在622軒ですが、この622軒にそれぞれ考えてもらう。そして、それぞれ自分のとこでできるものを選んでもらう、あるいは自分ができるように変化をしてもらう、そういった工夫努力がこれからは必要だと思います。各浴場622軒がオンリーワンの営業をしてほしい。横並びではなく、それぞれ自分たちの特徴を持った経営をしてほしい。

もちろんこれはあくまでも先の話であって、基本は、お店が清潔であること、お客さんとの会話が十分できること、コミュニケーション力が必要なこと、心の中でお客さんに対してのおもてなしをすること、我々はサービス業という認識をするべきだと思っています。そういったことを踏まえまして、禁煙化、無料のボディソープ、リンスインシャンプーの設置、これらもどんどん進めていきたいと思っています。

資料7の補足をさせていただきます。第1の禁煙化、ボディソープ、リンスインシャンプーの常備ですが、これは実際にやってみますと、非常に喜ばれております。例えば、お年寄りが雨の日に傘を持って、洗面道具を持って、これは転んだら、膝の骨、腰の骨、腕の骨を折ってしまう。そうすると、ロコモティブ症候群になってしまう。そのようなことを防ぐためにも、非常に役に立っております。

それから、仕事の途中、あるいは仕事の帰りに寄られる方、散歩している方、ウォーキングをしている方が、このお風呂屋さんいいね、入ってみようというときも、ボディソープなりシャンプーがあれば、非常に入りやすい。「ありがとうございます」という言葉をいただいております。

また銭湯は、健康増進施設でありますので、健康増進法で、禁煙化に関しては100%に近づけるべき、あるいは100%にしなければいけないと思っています。どんどん進めていきたいと思っています。

2番目の銭湯の情報の発信ですが、我々の業界はPRが下手な業界でした。紙媒体はもちろん必要なのですが、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスは、世界にも日本国内にも大きく拡散されますので、非常に有効だと思っています。そこで、去年の4月に浴場組合のホームページをリニューアルいたしました。

その際、銭湯サポーターという、いわゆる応援団をつくりまして、現在967名、1,000名近くに増えております。12月に銭湯フォーラムの第1回目を開催しました。今年は、さらに本格的にやりたいと思っています。銭湯フォーラムには、銭湯サポーターの方々が100名ほど集まってくださいまして、色々な意見を言っていただきました。サポーターの方々が「SNSで発信するよ」、「今度フォーラムをやるのだったら、私たちも手伝うよ」、「こういう企画がありますよ」と、色々手助けしてくれるというお話もありました。ぜひこのサポーターの方々と我々の業界とで手を組んで、新しい試みをやっていきたいと思っています。

それから、創意工夫という3番目のところですが、もちろん先ほどのアイデア集を生かしていかなければ全く意味がありません。これを生かすために、今年29日に我々業界の幹部を100名ほど呼びまして、これを全部説明し、622軒に徹底して熟読してもらう、そして利用してもらうということをやりたいと思っています。

それから、実は外国人だけではなく、我々日本人の若い人たちも銭湯を知らないという方がたくさんいらっしゃるということがわかりました。外国人を含めて、今の若い方々も含めまして、銭湯見学会を年2回行いたいと考えております。銭湯の文化、そして銭湯とはこういうものだよ、もちろんマナーを含めて、また、バックヤードを実際に紹介するという

ことは非常に人気のあるイベントでありまして、番台に乗ったりバックヤードを見るところは、子供たちもすごく興味があります。それから、お父さん、お母さんたちもすごく興味がある。大田区がやっているのですけれども、これは非常に人気があります。これを広めていきたいと思っております。

昨年東京都が「TOKYOウォーク」というイベントを実施しました。そのときに、我々の業界もその地域の銭湯に協力をしていただきまして、入浴料金の割引をやることができました。今年については、東京都全体の浴場でまとめて協力をすることで進めていきたいと理事会のほうに今、提案をしております。

あともう一つ、新しい試みがありまして、我々一業界ではできることは限られているのですが、他業界と連携することによって色々なものが生まれてくる。その中の一つの例として、はとバスが我々の業界とコラボしました。それが、皆さんのお手元に資料があると思うのですが、これはウェブで申し込みを行っております、既に2回開かれております。皆さん御存じかと思うのですが、「下町ロケット」という番組の最高視聴率22%、なかなかすごい視聴率でありまして、大田区が舞台になっております。そこの撮影現場をめぐって、大田といえば町工場、町工場で物をつくることを体験する。そして、大田だったら餃子が有名ですと。餃子を食べて、おいしいビールを飲んで、それから銭湯、大田は今、44軒のうち17軒が黒湯という温泉です。温泉も一つの観光ですので、銭湯を含めて、温泉も含めて流れをつくるという、実際にもうこれは動き始めております。このような他業界とのコラボも非常に大事だと思っております。

それから、2月27日、羽田空港に国際ターミナルがあるのですが、そこで銭湯文化の発信を世界に広めるということで、英語で紙芝居、それから丸山絵師に来ていただきまして、飛行場で、実際に大体3、4時間かかるのですが、背景画を描いてもらうと。それも3m60×4m20、その大きなところに実際に書いてもらうというイベントも考えております。

また、そういったイベントも大事なのですけれども、地域貢献も大事だと我々の業界は思っております。我々は80年、100年とその地で営業しておりますので、その地域にとっては核であり、信用が大であります。

今、実際に動き出しているものがあります。認知症の方が今、400万人あるいは450万人と言われております。これは相当な人数なのですけれども、この認知症に対しての早期発見というのは早期治療ができる、あるいは遅らせることができる。特に問題なのが、一人暮らしの認知症の方は実際にそれが進んでいきますと、孤独死につながってしまう。では、そこをどうしたらいいのだろうかということで、我々の業界はお年寄りと長いつき合いがあります。そうすると、今まで10年来たお年寄りが、最近おかしくなったな、ロッカーの鍵をいつもなくす、あるいは物が盗まれたと言い出す。そうしたときに、どう行政とタイアップできるか。認知症サポーターという講義がございまして、それを受けますと、例えばこのようなリングをもらえる。これはサポーターの印になります。実際に私のところでも、先々週お一人、非常に症状が重くなり始めたので、区と連携をしましたら、区が翌週すぐに行ってくれて、5分も話しているとすぐわかるそうなのです。早いうちに処置をする、あるいは早いうちに区のほうに来てもらう、そういうことが今、始まっております。これは世田谷区でも、大田区でも、それから新宿区のほうでも広まっております。東京都全体に広げていきたいと思っております。

さらに、地域貢献ですが、我々の業界というのは建物が大きいし、脱衣所も広いのですね。もし災害があったときに、水はもちろん20トン、30トンあります。強固な建物はもちろんあります。脱衣場で何日間か避難ができれば、非常に安心です。なぜかという、皆さんは、遠くの小学校へ行くより銭湯へ来たほうがいつもの人と会えます。心の安心になります。大田も区と協定を結んでいるのですけれども、区から毛布をいただきます。備蓄

用の非常食もいただきます。そういったものをいただいて、協定を結んで、一時的避難所というところになります。

これは実際に区でつくってくれたポスターです。英語と日本語で書いてあります。外国の方も日本は地震国だなという認識があるらしくて、観光に際してもこれは役に立つのではないかということで、こういうこともやっております。これも新宿さんのほうでも動き始めていますので、できれば東京都全体で広めていきたいと思っております。

このように、たくさんのやりたいこと、あるいはやれることが我々の業界では掘り起こしてみるとあるのですね。それはやはり歴史があるし、信用がある。そういったことをどんどんやっていきたいと思っております。

○都留会長 ありがとうございます。

ただいまの説明を含めて、今後の公衆浴場の経営や利用者拡大の取り組みについて、御意見、御質問がありましたら、ぜひ積極的にお願いします。

○原野委員 今、業界の方からお話がありましたが、私は江戸川区ですので、区内でも銭湯が多い自治体で42軒ございます。それで、私のところは、今まさにおっしゃったような区とお風呂屋さんなどが連携してというのをずっと昔からやっております。確かにお風呂屋さんに来る方は、年配の方が多いですね。江戸川区はこのアイデア集の37ページと14ページに出てきます。まず37ページを見ていただきたいのですが、ここに「友の湯」というお風呂さんが載っておりますが「健康長寿入浴証」が紹介されています。これはクレジットカードと同じ大きさなのですが、区から65歳になった誕生日の月に、「お誕生日おめでとうございます。もし、お風呂屋さんに行かれるのであれば、お風呂屋さんにごこの区から来た通知を持っていけば、「健康長寿入浴証」と交換できます」という通知を全員にします。460円というのはやはり高いのですね。これを持っていると230円、半額で入浴できます。区内であれば42軒どこに行ってもいいのです。1回230円はお支払いいただきますけれども、1日に2回行ってもいいのです。そういう制度を平成13年からやっております。

今、江戸川区は65歳以上の人口が約14万人でございますけれども、平成26年度で、健康長寿協力湯の御利用延べ人数は120万回を超えております。先ほどの表で、大体1日銭湯を御利用になる人数が120人前後だという話でした。その中で、80人ちょっとが65歳以上の方という計算になります。今おっしゃったように、年配の方がやはり御利用は多いのですね。この施策は非常にヒットしたと思っております。

では、半額を行政がずっとお手伝いしているかと言いますと、A銭湯は結構年配の方が多く、B銭湯はそうでもないというところがあります。役所が固まりとして補助金を持っているのですけれども、やはり年配の方がたくさん来てくれる銭湯に補助金がたくさん行くように、そういう仕組みをお風呂屋さんのほうで、自分たちでそれを分配していただいているのですね。そういう仕組みです。

次に14ページを見ていただきたいのですが、これはお風呂屋さんがお考えになったキャラクターでございます。「お湯の富士」と申します。お風呂屋さんというと、バックに富士山があるというのが一つの象徴でございますので、「お湯の富士」という名前からしてお相撲さんのキャラクターです。これの着ぐるみをつくりまして、また、こういうピンバッチもつくりまして、この着ぐるみは色々なお祭りに出て行って、ゆるキャラなものですから、やはり小さい子に人気がございます。行政とお風呂屋さんとは、いろいろ協力しておりますが、先ほどおっしゃったような地域の見守りの拠点にも、もうずっと前から取り組んでいただいております。

また、平成13年から敬老の日に「お背中流し隊」というものを実施しています。小学校

6年、中学校1年から3年生にボランティアで呼びかけますと、大体400人ぐらいの子供たちが手を挙げてくれます。お風呂屋さんは早い時間ですと大体3時から6時ぐらいの明るい時間にお背中を流すという、女湯は女の子、男湯は男の子で、こちらは短パンをはいていますけれども、そうすると、やはり来る方も楽しんでいただけますし、子供たちにとっても手軽なボランティア活動になります。お風呂屋さんも体験できるし、最後にヤクルトをいただいて帰ると、子供たちも「お風呂屋さんってこうなんだ。また行きたいな」という気持ちにもなってくれたりします。そうは言っても、毎年1軒、2軒減ってきているのは現状でございますが、まさにおっしゃったような自助努力の部分と、行政もお手伝いできることは何でもやります。確かに地域の拠点でありますし、コミュニティの核でございますので、私どもは昔からそういうつき合いをさせていただいています。銭湯というのはとても大切な場所だなという認識を私どもは持っております。

ちょっと長くなりまして、失礼いたしました。

○都留会長 ほかに御意見はありますか。

はい、どうぞ。

○近藤委員 今の補足をよろしいですか。

確かに今、おっしゃられたことは本当にありがたいことで、現実的だと思います。それで、お年寄りが実際に入浴証を持っていらっしゃると、久々に来たお年寄りは、一人暮らしの人は一日中しゃべったことがないのですよ。一日中しゃべったことのない人が銭湯へ来ると、近所の人と会うと話が弾む。これは、介護予防にもすごくつながると思うのですね。

それから、キャラクターのほうですが、我々浴場組合のほうも今、「ゆっぼくん」というものを考えておまして、江戸川に負けないぞというところでやっております。もう一つ、実は「お背中流し隊」を我々は「浴育」と呼んでいます。我々も、ジュニアマイスターというものもやっておりますけれども、小さい子供たちに銭湯を経験してもらうことによって、我々の将来につながるということで、そういう浴育も一生懸命やりたいと思っております。

○都留会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○佐野委員 行政とのかかわりでもあるのですが、私は23区部に住んでいるのですけれども、昨年12月に自治体の消費者行政の担当者の方と意見交換をする機会を持ちました。そこで、私の住んでいる区も本当に予算が少なく、特に消費者行政にはわずかな予算とわずかな人数しかない中で色々やりたいという話で、実はお風呂屋さんが使っていない時間に、消費者行政、つまり啓発セミナーとか、色々使わせていただきたいということで話に行ったそうなのです。どこの銭湯だか知りませんが、非常に使用料が高くて、区としては手が出なかったのであきらめましたという話を聞き、私はびっくりしました。行政が貸していただきたいときの使用料とは一体幾らぐらいのものなのか、幾らかという話もその場では聞いておりませんので、それはどういうふうになっているのか。区によってとか、またお風呂屋さんによって違うのか、何かそういう情報がありましたら、教えてください。お願いいたします。

○近藤委員 会長、よろしいですか。

○都留会長 はい。

○近藤委員 今のお話は、多分個人的な話だと思うのですね。例えば、東京都浴場組合で午前中貸し出したら幾らとか、そういうものを決めておりません。私は大田なのですけれども、大田で色々なイベント、例えばチャリティライブもやる、落語もやる、全部無料で開放しております。ですので、今のお話がどこの場所だかよくわかりませんが、基本的に我々はそんなにお金をいただくということがまず先に来るということはないですね。

○佐野委員 私もそう思っていたのですけれども、自治体の方から話を聞いて、私も驚きました。今度この2月29日の研修会の際にそういう話をさせていただければ、もっと地域のコミュニティができるのではないかと思いますので、よろしくお祈りします。

○近藤委員 はい。そうですね。他との連携ができるといいと思いますね。

○都留会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○村西委員 私は、アイデア集31ページにある「ふくの湯」でございます。4年前に、東京都と文京区から補助を受け改装いたしました。このような形でお客様の集客につながっております。昔の建物は、のれんをくぐれば極楽だという形で作っているから、破風のお風呂屋があるのですけれども、施設自体、今後、遊び心があるようなものを作っていて、また、お金を払ってお風呂に入ること自体がかなりぜいたくなことだと。皆さん自家風呂を持っているのですし、シャワーを浴びればいいという方もいらっしゃいますけれども、これからは本当に、65歳以上の方がどんどんふえてきて、風呂屋に行ったら、それだけでも幸せだというおばあちゃん、おじいちゃんがたくさんいます。けれども、実際に料金が上がらないと、やはり浴場仲間は石橋をたたいても渡らないのですよ。料金が少しでも上がっている、そして日銭がある、本当に行政の方にはいつもありがたく思っておりますけれども、今は夫婦2人でやっているところもありまして、この前も「菊水湯」という樋口一葉が通っていた明治22年、ああいうお店も夫婦2人でやっていました。また、廃業した「月の湯」という昭和7年のお風呂屋さん、あそこもあの大戦をくぐり抜け、地震をくぐり抜け、それで残っていた。これが仮にあと100年残っていたら、きっと国宝になっていると思います。ですから、私が何を言いたいかというと、やはりやる気を起こす料金にしていきたいということを求めたいと思っております。

○原野委員 もう一つ発言よろしいでしょうか。

○都留会長 はい。

○原野委員 自家風呂率が高くなると、何か銭湯にとっての逆風みたいな表もございましたけれども、今、高齢化の話が出ておりますが、お年寄りが一人暮らしだったり、老夫婦お二人暮らしだったりすると、お風呂を沸かして、またそのお風呂を掃除するというのは、体力的にも非常に重労働なのです。それで、滑った転んだとかも結構ございますので、逆に、お風呂があっても使わないで銭湯に行かれる方も最近是非常に多ございます。そういう現実をちょっとお話しさせていただきました。

○都留会長 ほかにいかがでしょうか。

私から、手短に取り組みについてコメントさせていただきたいと思います。

基本的に新しい執行部のもとで頑張らせていただいていると評価します。

色々な角度からの取り組みは必要で、安心・安全の拠点という角度も必要ですし、他業種とのコラボレーションやインバウンド消費の取り組みという観点も必要で、そういう多面的で積極的な取り組みをぜひ強く期待したいと思います。

昨年の協議会報告の意見で、公衆浴場業界に対して、ここまで厳しく書かれたら、やはりいけないのですよ。協議会報告の意見で述べていることは、公衆浴場業界として自主的に取り組んでいただくことばかりです。自主的な取り組みをぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

○中山委員 質問していいですか。

○都留会長 どうぞ。

○中山委員 色々なお話が出てきまして、数が不足することで、近くに銭湯がなくて困る人が増えるので営業を継続してもらいたいという御希望はたくさんあると思うのですが、色々な理由で閉店する。一つは経営困難ですとか、人手不足とか、施設の老朽化とか色々あるのですけれども、数を減らさないために都から支援措置とかお手伝いというのはあるのですか。

○宮永課長 私どもとしては、数を減らさないためにといたしますか、目的を持った補助制度というのはハード面もソフト面もやっています。

利用者拡大という意味では、先ほど、ホームページの多言語化とかというお話がありましたが、組合が行う、そういう広報宣伝費の補助等もしております。

○中山委員 私が知っているところでやめていくのを見ていると、営業を続けながら新しいサービスを取り入れるといった柔軟な対応が難しいような年配の経営者だったり、マンパワー的にもう経営しているのがやつのところが閉店してしまうというのが続きました。あとはやはり施設がだめになって、建て直すだけでもすごい金額がかかるから諦めるとか、そういう閉店が相次ぎました。例えばリニューアルに補助金が出るわけですが、こういう画期的なものでもなくとも補助金が出るのかなと思って、それを伺いたかったのですが。

○宮永課長 ここにありますハード面では助成をしまして、健康増進で大規模な建て替えですとか改修を行っているものと、あとは耐震化とか、そういうものを活用して、耐震化促進とあわせて色々改修をしているものに対してはハード面での補助をしております。

ただ、後継者問題とかになりますと、廃業をしていらっしゃる浴場についても、例えば資産の分配といったものですか、一つ一つの浴場経営者の御事情もありますので、そこについては私どもとしてはなかなか手をつけられない感じではあります。

○中山委員 私は以前から、銭湯でデイサービスがあったらとてもいいなと思っていて、実際、中野区でやっているところはすごく人気があって、なかなか利用したくてもできない、自分の患者さんが使いたいのになかなか使わせてもらえなかったという経験があります。行政はデイサービスで使いたい、でも銭湯はそんなアイデアを考えてもいないという、

かみ合っていないところもあるのかなと思います。浴場組合がせっかく地域貢献などを考えていただいているのであれば、行政のほうからかけ合って、銭湯の新しい利用法を提案して利用を促進していただくといいと思います。私は自分が年をとってもデイサービスでも何でもいいので広い風呂に入りに行きたいと考えていますので、銭湯のデイサービス利用を行政のほうから積極的に進めていただくといいのではないかと思います。

○宮永課長 実際には各区については、福祉の健康増進の事業で浴場の脱衣所等を利用したり、浴槽を利用したりということを進めているところもありますので、引き続き積極的という形になるかと思います。ありがとうございます。

○都留会長 はい、どうぞ。

○梅崎委員 今、マンパワーの問題と後継者の問題が出てきたのですけれども、実際今、経営をされている方で、後継者候補という方がいる場合といない場合はどのぐらいの割合なのかなと。

もう一つは、一つのファミリービジネスとしてずっと代々やっておられるところがあって、たまたまお子さんがいないとか、別の仕事についてしまって後を継ぎたくないという場合もあると思います。例えば、このアイデア集で見ますと、49ページの京都で、これはNHKテレビでも出ておられましたけれども、別に血縁の方でなくても経営を引き継がれたわけですね。色々なハードルはあるかと思いますが、外から来て事業を引き継いでもらうという可能性は増えてきているのではないのでしょうか。

つまり、畳んでしまっているといっても色々なタイプがあって、本当に儲からなくなって畳むしかないという場合と、結構儲かるし、潜在的な可能性はあるのだけれども、本当に後継者がいないからやめようかなという場合もあると思いますので、その辺を教えてくださいなと思います。

○宮永課長 こちらの青いファイルにこういった冊子がございます、これは平成25年に行った調査ですけれども、公衆浴場経営の後継者の有無ということで、4割の浴場は後継者がいないと回答しているというのは調査結果としてはございます。

○梅崎委員 そういう意味では、後継者や候補が今いない状態で経営なさっている方が多いと思いますので、後継者がいなくても事業が続くという方法があればいいのではないかなと思ったのですね。

○都留会長 どうぞ。

○近藤委員 今の御意見の御説明をさせていただきます。後継者の場合は、色々な問題が絡んでおります。もちろんお子様がない、あるいはいても継がないという話、もう一つ、銭湯を見切りをしてしまうというところもあります。それで、マンパワーとして、いかにつなげていくのだろうと。私も今3代目なのです。4代目に私の息子がいます、今、34歳です。後を継いでくれという話を持って行っているのですけれども、では、逆に次の4代目として見ると、自分がこれから50年、60年営業をしたときにどうなのだろうかとことを考えるわけですね。我々が浴場経営の環境を良くすることをもっとしっかりやっていかないと、次が出てこないだろうと。

もう一つは、このアイデア集の例のように、全然関係のない人が銭湯を継いでいる。こ

れは一例だと思うのです。今、東京銭湯というグループがありまして、銭湯好きの人が集まっています。その人たちが集まっている中で、もしこのお風呂屋さんが営業をやめる、あるいは病気になって2、3カ月入院するといったときには、そこへ派遣というか、アルバイトというか、そこに行くようなシステムが今できつつあります。

ただ、そもそも素人の若い人たちが来て即営業できるかという問題があるのですけれども、そういったところもこれからクリアしていかないといけないなと思います。派遣という形なのか、それとも浴場をそっくり任せてもらって、自分として、企業としてやるべきなのか、その辺のところでは税制面もある。

もう一つ問題があるのが、実際にやってみたときに、お風呂屋さんが、釜がだめになった、排管が漏れたというときに、直すとすぐ3,000万、4,000万円、5,000万円かかってしまう。それをお風呂屋さんが負担できるのか、あるいは借りた人が負担できるのか、そういった問題も色々絡んでおりますので、今、もうそういった状況が出始めていますので、どんどんこれから考えていかないといけないし、システムをつくっていかねばいけない時期だなと思っております。

○都留会長 小西さん、どうぞ。

○小西委員 小西です。よろしくお願ひします。

ちょうど昨年の今頃、初めてこの会議に来たのですけれども、1年の間にすごく色々なことが進んで、皆さんが取り組まれていることの多さに驚きました。銭湯の広報物についても、去年は紙媒体の号数や配布量を減らすというお話で、残念だという議論をしました。でも、今日頂いた銭湯の取り組みを紹介する冊子は、時間コストも、企画コストも、出版してお配りするコストもかけて、銭湯の直面している後継者問題や皆さんの取り組みが紹介されていて、銭湯業界の現状を知ることには大変役立つと思います。本当に同じ方たちと一緒に話していると思えないぐらい、オリンピックや将来に向けて、1年で皆さんがすごく努力をされているのを感じました。

本日の資料7の12ページについて、ホームページへのアクセスは日本人がすごく多いですよ。4月から12月の9カ月で55万アクセスもあります。外国人の方々のアクセスもきっとこれからどんどん増えていくと思うのですけれども、中国からのアクセスがすごく少ないと感じました。旅行者として実際に来ている人はかなり多いですし、もともとの潜在的というか、人口がすごく多いので、どうしてこんなに少ないのかと思いました。また銭湯サポーターの方が900人いて、色々サポートや取り組みをしてくださっているので、その活動のカウントの仕方も、今は投稿をカウントされていて、3,000投稿ということですが、「シェア」や「いいね」といった他のアクションもカウントするといいいのかなと思います。

この会議は、銭湯の価格について議論する場ですが、江戸川区の方から、高齢者の方たちへの半額免除についての御紹介があったように、やはりお客さまに来ていただくには値段がすごく大事ですね。価格が利用者の行動に大きな影響を与えていると再確認しました。江戸川区さんの場合は、今は区が利用料の230円を補助しているのではなくて、利用者が半額の230円を払い、皆さんが残りの230円を負担されて、その負担の金額によって補助金の配分という形で補助しているということですか。

○原野委員 銭湯が今、42軒ありますから、42軒を一つの固まりとして幾らと決まった金額があつて、それを皆さんで、利用が多い、少ないで按分していただいております。

○小西委員 消費者が230円、残りの230円は皆さんが負担されているということですね。

○原野委員　そういうことです。

○小西委員　やはり値段がすごく効くのだなというのを感じました。つまり、値段を下げずに来客数を増やすには、追加的なサービスや取り組みをしているという利用者にとっての納得感のある理由が必要ですね。サービスを新たに提供するという形でお客さんには還元するということがやはり必要なのだなと思いました。

江戸川区の入浴証では、個人の利用回数や間隔などがわかるようになっていませんか？

○原野委員　一人一人お持ちのカードはバーコードで違いますから、わかります。

○小西委員　私は去年も言ったのですけれども、銭湯が地域のコミュニティとして活用されるためには、顧客管理という観点が大事だと思います。特に高齢者や一人暮らしの方たちには、来店の間隔が想定されているよりもあいた場合には、行政や御家族に連絡するような安全安心サポートのようなサービスが付加されれば、その部分を価格に転嫁することができると思います。消費税はみんな一律に上がるわけですから、色々なものが値上がりして、銭湯だけたくさん値上げしますというのはなかなか許容されにくい中で、何を提供していくのが大事になるのだなと感じます。そしてやはり50%オフは人の行動をすごく変えるなと感じました。

○都留会長　ありがとうございます。

○山下委員　サポーターのお話が出ましたけれども、サポーターを募集する方法、どういう方法でやっていらっしゃるのか、また、どういう人がサポーターに集まっていらっしゃるのか。年齢とか、そういうことがおわかりになりましたら、教えていただきたいです。

それで、どういう気持ちでそういうサポーターをやっていらっしゃるのか。例えば、先ほど後継者の問題で、サポーターの中から後継者みたいなことをやってもらえるような人が、徐々に募集してできたらいいのではないかと感じました。

○近藤委員　ありがとうございます。

まず、先ほどの中国が少ないのではないかとのご意見ですが、旅行会社によりますと、中国の方々は自分でネットを調べてくるということではなく、団体でいらっしゃるのが多いそうなのです。アメリカとかヨーロッパの方々は個人的に来るので、まず自分の国でインターネットを調べて来ますので、それでアクセス数が多いというのが理由だと私は思っています。

それから、もちろんSNSで広げるというのは、拡散量は非常に大きいので、SNSをうまく利用することによって、若い人たちがお店に来るときに、スマートフォンを見て「あ、ここだ」みたいなところでいらっしゃるのですよ。これはやはり広がっているのだなというところでよいと思います。

それから、値段なのですが、実際にお年寄りが、例えば夫婦1人なり2人で自分のところでお湯を沸かしたとき、水道代、ガス代、あと掃除をしなければいけない、そういったものを含めると、230円だったら絶対銭湯に行ったほうが、自分も体が楽だし、得なのです。これも一つのアイデアだと思います。

そのためには、我々の浴場の価値観を上げていかないといけないのです。ですので、先ほど言ったように見守りもあるでしょう、それからカードによって見守りもできるでしょう。実際に例があったのが世田谷区で、お年寄りが3日間来なかった。それで、区に知

らせたら区が行った。そうしたら、一人暮らしだったのだけれども、倒れていた。でも、息はあったので、救急車を呼んで助かったという実例はあります。それで、そのお風呂屋さんからは表彰されています。こういったこともやはり大事な価値観だと思います。

それから、サポーターのお話なのですけれども、これは浴場組合のホームページがありまして、そこから募集をしています。サポーターさんはどういう方が多いかというと、銭湯が大好きなのです。銭湯がなくなったら嫌だよ、銭湯を応援したいのだよ、銭湯を何とか盛り上げたいのだよという方がどっと集まってくれているので、力強いお味方なのです。

○山下委員 割と年齢は高いのですか。

○近藤委員 年齢は色々ですけれども、ただインターネット関係がありますので、70、80、90歳の方は余りいらっしやらない。大体20歳代から60歳代ぐらいの間が多いですね。

そんなことでよろしいでしょうか。

○山下委員 はい。

○ステファニー委員 サポーターは、自由な参加になっておりまして、それで多分皆さん自由なのでグループに入るのだと思います。アクティブな人は半端でなくアクティブですね。皆さんが行った銭湯だと、今日はあそこの銭湯に行きました、それで写真を撮りまして、それで皆さん900人とシェアをしています。そういうファンクションがありますが、少しずつ色々な人をまた誘って、結構多くになっております。

○小西委員 数え方の指標を変えたら、もっと増えるということですよ。Facebookのいいねの数やシェアの数もカウントするといいと思います。

○ステファニー委員 そうですね。数カ月間で900人になりましたので、多分あと1年たちましたら倍以上になるのではないですかね。

○都留会長 最近のマスメディアにおける銭湯の露出度の高まりとか、今までなかなか逆風が大変だったと思うのですけれども、今、背中を押されている状況ですので、その状況をうまく利用して、今日の御意見を参考にされながら頑張っていきたいと思っております。

韓国、中国については、私も小西委員と同じ意見です。御存じだと思いますけれども、もともと韓国、中国には公衆浴場の文化があった国なので、ツアー企画に組み込むなど旅行会社に売り込んでいったらいいのではないですか。

他にございますか。よろしいでしょうか。

きょうはとても積極的な意見交換ができてよかったですと思います。引き続き、どうぞよろしくをお願いします。

審議事項、報告事項が全て終わりましたが、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

○宮永課長 ありがとうございます。

次回の会議につきましては、委員の皆様方の御都合をお聞きして、開催日を決定したいと考えております。お手元に配付しております日程表に御記入いただきまして、お帰りになる際に事務局に御提出いただければと思います。お帰りになってから御記入をされる方

につきましては、お手数なのですが、後ほどファクスで御返信いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、この後、学識経験者の委員の皆様方については、小委員会の開催日の調整を会議終了後に行いたいと思いますので、大変恐れ入りますが、このままお残りいただきますようお願いいたします。

また、お帰りの際、エレベーターを降りた1階で、警備員から入庁証の確認を求められますので、事前にお配りしております入庁証を御提示いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○都留会長 本日の会議はこれで終了します。

次回の会議では、統制額の改定等について、利用者代表、業界代表、行政機関の各委員から意見及び要望を聴取いたしますので、どうぞよろしくお願い致します。

長時間にわたり、ありがとうございました。